必要書類（詳細）

（A）共通 ＋ （B）新築の場合もしくは（C）建売・中古住宅購入の場合 ＋ （D）その他（加算対象等で該当する場合）

（A）共通（すべての方）

			入手方法・確認事項
	様式 第１号	きりゅう暮らし応援事業（移住者住宅取得助成） 補助金交付申請書兼完了報告書	様式は建築住宅課と市ホームページにあります
	原本	【住宅に居住する人を証明するもの】 **世帯全員の住民票の写し** ※発行後３か月以内のもので、続柄、本籍が記載されているもの	桐生市（取得した住宅へ居住後）
	原本	【移住者であることを証明するもの】 住宅に居住する所有者全員の**戸籍の附票**（又は住民票の除票） ※発行後３か月以内のもので、転入前の住所及び転入前２年以上桐生市に居住していないことを確認できるもの	戸籍の附票（本籍地の市区町村で発行） 住民票の除票（前住所地の市区町村で発行）
	原本	市税に未納のないことを証明する書類 ※発行後３か月以内のもので、非課税者も必要 ※世帯全員で中学生以下は不要 課税されていない学生は在学証明書等でも可	令和８年１月１日現在において居住していた市区町村役場で発行したもの ※証明書の名称は各市区町村役場にご確認ください

（B）新築の場合

			入手方法・確認事項
	コピー	工事請負契約書 ※追加等金額の変更がある場合は変更契約書等も必要	契約日、注文者及び請負者の記名押印、工事場所、請負金額の記載がある面
	コピー	領収書（契約金額全額分） ※金融機関等の振込控えは不可	領収書がない等の場合は「支払証明書」で代用可 様式は建築住宅課と市ホームページにあります
	原本	不動産登記の全部事項証明書（建物）※発行後３か月以内のもの ※取得額に土地の購入代金を含める場合は、 不動産登記の全部事項証明書（土地）も必要	法務局で取得可（所有権保存登記が完了したもの） 【桐生地方合同庁舎　３階 地方法務局】 所在地：桐生市末広町 13-5 / 電話番号：0277-44-3526
	コピー	検査済証	建築基準法の規定による
	コピー	案内図、配置図、平面図	建築確認申請の添付書類で可
	原本	住宅完成時の写真 ※玄関を含めた全体のカラー写真を１枚	コンビニ等でプリントアウトしたもの ※データでの提出は不可
	様式 第３号	下請工事施工証明書（※市内業者加算の該当者のみ） ※元請業者が市外であっても、市内の下請業者が３者以上で請負金額の合計が 100 万円以上の場合	元請業者、下請業者の押印が必要 様式は建築住宅課と市ホームページにあります

（C）建売・中古住宅購入の場合

			入手方法・確認事項
	コピー	不動産売買契約書	契約日、売主及び買主の記名押印、媒介業者、売買物件、売買代金、条項の記載がある面
	コピー	領収書（契約金額全額分） ※金融機関等の振込控えは不可	領収書がない等の場合は「支払証明書」で代用可 様式は建築住宅課と市ホームページにあります
	原本	不動産登記の全部事項証明書（建物）※発行後３か月以内のもの 不動産登記の全部事項証明書（土地）※発行後３か月以内のもの ※土地が複数筆ある場合は購入したすべてが必要	法務局で取得可（所有権保存登記が完了したもの） 【桐生地方合同庁舎　３階 地方法務局】 所在地：桐生市末広町 13-5 / 電話番号：0277-44-3526
	コピー	検査済証 ※中古住宅は確認済証 又は 台帳記載事項証明書	台帳記載事項証明書は建築指導課で取得可 ※手数料がかかります
	コピー	案内図、配置図、平面図	配置図がない場合は法務局発行の建物図面で代用可
	原本	住宅取得時の写真 ※玄関を含めた全体のカラー写真を１枚	コンビニ等でプリントアウトしたもの ※データでの提出は不可
	原本	（中古住宅のみ） 建築基準法及び関連規定に関する書類	様式は建築住宅課と市ホームページにあります （宅地建物取引士等の資格者の署名が必要）

（D）その他（加算対象等で該当する場合）

			入手方法・確認事項
	原本	【若者加算】 東京圏から移住した若者の戸籍の附票又は住民票の除票 ※発行後３か月以内のもので、東京圏に２年以上居住していたことが確認できるもの	戸籍の附票（本籍地の市区町村で発行） 住民票の除票（前住所地の市区町村で発行） ※(A)共通の書類で確認できる場合は提出不要です
	原本	【空き家・空き地バンク加算】 空き家・空き地バンク成約物件報告書の写し ※報告書をお持ちでない方は建築住宅課へご相談ください。	空き家・空き地バンク登録物件販売業者
	様式 第２号	【通勤加算】 就労・通勤状況証明書　※発行後１か月以内のもの	勤務先の押印が必要 様式は建築住宅課と市ホームページにあります
	原本	【併用住宅】 住宅部分と住宅以外の部分の面積が確認できる図面	新築の場合は建築業者、 建売・中古住宅の場合は販売業者に確認
	－	その他、必要と認める書類	必要に応じて、別途提出をお願いする場合があります

※条件や対象者により必要書類が異なりますので、ご不明な方はご相談ください。